

就学時健康診断通知書

学齢児童 氏名	整理番号
受付場所	
受付日付	年 月 日
受付時間	から まで

様

あなたのお子さまは小学校へ就学する年齢に達しますので、学校保健安全法第 11 条の規定に基づき、就学時健康診断を上記の学校で受けてください。

年 ( ) 年 ( ) 月 ( )

姫路市教育委員会

<お願い>

- 1 来年 4 月に小学校に入学者のお子様が、より良い健康状態で登校できるように就学時健康診断を実施します。当日は、保護者又はこれに代わる方が付き添って、受付時間内にお越しください。また、次のことがらについてご注意ください。
- 2 右の就学時健康診断票（大枠内）にご記入のうえご持参ください。
- 3 病氣やその他の事情で健康診断を受けられないときは、早めに上記の学校又は健康教育課へご連絡ください。
- 4 健康診断を受ける学校は、現在の居住地を校区とする小学校となります。新学期までに転居予定の場合は、当日受診される学校の受付に申し出てください。
- 5 駐車場がありませんので、お車での来校はご遠慮ください。
- 6 診断項目に視力測定がありますので、メガネを使用されているお子さまは、メガネを持参願います。ただし、学校によっては、今までに幼稚園等で視力測定を受けた方の測定をしない場合もあります。
- 7 当日持参していただくものは、次のとおりです。
- 8 ○本状（左の「就学時健康診断票」を切り離さずにご持参ください。） ○上履き及びびくつをいれるビニール袋
- 9 ○今までになかった病氣や予防接種履歴がわかるもの（母子健康手帳・予防接種手帳など） ○筆記用具

お問い合わせ先

健康診断の内容について 健康教育課 (TEL 079-221-2774 )  
 就学に関する問い合わせ 学校指導課 (TEL 079-221-2762 )  
 【保健所からのお知らせ】 麻しん風しん混合 2 期 (MR2 期) の予防接種を 3 月来までに受けるようにしましょう  
 姫路市保健所予防課 電話 079-289-1635

※学校記入欄

就学予定者	
-------	--

保護者様

姫路市教育委員会

本日は行いました就学時健康診断の結果は下記のとおりです。  
 疾病並びに異常の認められる方は、入学時までにかかりつけの医師とご相談のうえ適切な処置を受けられるようおすすめします。

内科	診断結果
異常なし	○栄養不足・貧血 ○肥満傾向 ○ぜんそく ○心臓疾患 ○予防接種について、主治医と相談し必要があれば接種を受けてください ○食物アレルギー *入学説明会時に「個別調査票(様式2)」を記入して持参してください ○その他
異常なし	○乳歯のむし歯 ○永久歯のむし歯 ○乳歯の要治療 ○不正咬合 ○その他
視力	○視力 B (0.7) 判別ができる ○判定できなかつた ※眼科を受診し、視力測定の再検査をおすすめします

就学時健康診断票

※太ワクの中のみ記入してください。

就学児童 氏名	健康診断年月日	年 月 日
現住所	性別	生年月日
電話	現在通っている幼稚園、保育所等	電話
氏名	氏名	電話
現住所	現住所	
今までにかかったことのある病氣があれば○で囲んでください	心臓病 腎臓病 結核 ぜんそく 川崎病 けいれん(3歳まで、3歳以降) 中耳炎 水痘(みずぼうそう) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 麻しん(はしか) 風しん その他( )	
アレルギーについて (ある・ない)	医師の診断 あり ・ ない	
アレルギーがあると答えた方は、右欄に必要事項を記入してください。	原因 ・ 食物 ( ) ・ その他 ( ) ・ くすり ( ) ・ アナフィラキシーショックの既往 あり ・ ない ・ アナフィラキシーショックを起こした原因は何ですか ( ) ※アナフィラキシーショックとは、アレルギー反応により血圧低下、顔面蒼白、意識障害、呼吸などを起こした状態をさします。	
今までを受けたことのある予防接種を○で囲んでください。	BCG 三種混合(I期初回・追加) ポリオ(2回) 麻しん風しん混合1期 麻しん風しん混合II期 日本脳炎(1期初回・追加) 水痘(みずぼうそう) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) Hib 小児肺炎球菌 その他 ( )	
視力測定について 幼稚園等で視力測定を受けたことがありますか	あり ・ ない	
栄養不良	耳鼻咽喉頭疾患	
肥満傾向	皮膚疾患	
性別		
胸郭		
視力	右(0.7) □判別できる □判別できない 乳歯 有 ・ 無 左(0.7) □判別できる □判別できない 歯 有 ・ 無	
聴力	右 障害 有 ・ 無 左 障害 有 ・ 無	
目の疾患及び異常	口腔の疾病及び異常	
その他の疾病及び異常		
医師	異常 有 ( ) ・ 無	
歯科医師	異常 有 ( ) ・ 無	
治療報告		
事後措置		
その他		
備考		姫路市教育委員会

年 月 日

保護者 様

姫路市立 学校  
学校長

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出について

姫路市では、アレルギー疾患のあるお子さんについて、学校生活をより安全で安心なものとするため、「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」（文部科学省監修・財団法人日本学校保健会発行）に基づき、対応が必要なお子さんには、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出をいただくことにより、児童生徒の詳しい情報を把握し、適切な管理や配慮を実施いたします。

学校園での生活において特に配慮や管理が必要なお子さんにつきましては、主治医の先生に「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の記載をお願いし、提出いただきますよう、よろしく申し上げます。

なお、学校給食におけるアレルギー対応については、別添「姫路市立学校園での食物アレルギー対応について」のとおり実施いたします。

年 月 日

主治医 様

姫路市立 学校  
学校長

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の記載について（依頼）

日頃より、学校保健事業におきましては、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市の学校給食においては、正確かつ適切な食物アレルギー対応を実施し、食物アレルギー疾患の児童生徒の学校生活を安全で安心なものとするよう努めているところです。そのために、主治医の先生に「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を記載していただき、保護者が提出し、学校で児童生徒の詳しい情報を把握し、具体的な取組やより適切な管理や配慮方法について検討したいと考えております。

つきましては、別添「姫路市立学校園での食物アレルギー対応について」及び下記にもご留意いただき、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の記載をお願いいたします。

#### 記

- 1 本市の食物アレルギー対応は、安全性確保のため、次の二者択一とします。
  - ・ アレルゲンが含まれる料理等でも、例外なく食べる（管理不要）
  - ・ アレルゲンが含まれる料理等は、例外なく食べない
- 2 ごく微量で反応が誘発される可能性がある場合は、「**E**」原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの」または「**F**」その他の配慮・管理事項（自由記述）」の欄に、その旨を記載してください。

本市では、ごく微量で反応が誘発される可能性がある場合は、学校給食は喫食不可（弁当持参）としております。

例：

- ① 多品目の食物除去が必要である。
- ② 次のア～ウのように、ごく微量のアレルゲンであっても症状が誘発される可能性がある。
  - ア 調味料・だし・添加物の除去が必要 【⇒この場合は**E**欄に】
  - イ 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合も除去が必要
  - ウ 食器・調理器具・揚げ油の共用ができない  
[アレルゲンの残存の可能性のないもの（新しい揚げ油など）を使用する必要がある]
- ③ その他、上記に類似した状況にあり、学校給食で対応が困難と考えられる。

- 3 アドレナリン自己注射薬エピペン<sup>®</sup>の処方される場合は、別紙「緊急時個別対応票」に準じた個別対応表を作成し、緊急時に備えます。作成に際し、必要なお指示をお願いします。

## 姫路市立学校園での食物アレルギー対応について

姫路市教育委員会

- ◎ 姫路市立学校園での食物アレルギー対応〔注1〕は、「姫路市食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、統一的去います。
- ◎ 「姫路市食物アレルギー対応マニュアル」では、文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」〔注2〕に沿い、安全性確保を最優先します。

〔注1〕「食物アレルギー対応」の対象範囲について

姫路市立学校園での「食物アレルギー対応」の対象は、学校給食が中心ではあるものの、それだけに限られるのではなく、学校園の管理下での「食」を伴う活動全般（修学旅行、自然学校等）における食物アレルギー対応を包含します。

〔注2〕 文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」の大原則

- 食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供する。そのためにも安全性を最優先とする。
- 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- 教育委員会等は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに各学校の取組を支援する。

### 安全性確保のための 「姫路市食物アレルギー対応マニュアル」のポイント



#### ポイント(I) 食べる/食べないの「二者択一」

食物アレルギーを有するお子さんへの対応は、次のどちらかに限定します。

アレルギーが含まれる献立でも、例外なく  
**食べる** { 学校園として  
特段の対応はしない }



アレルギーが含まれる献立は、例外なく  
**食べない** { その献立の代替として  
除去食提供 or 弁当持参 }

「多段階対応」（⇒裏面）は、一切行いません。

※ ここでいう「アレルギーが含まれる」とは、ごく微量（しょうゆに含まれる小麦など、通常は除去する必要がない程度）のアレルギーのみが含まれる場合を除きます。

※ ここでいう「献立」とは、食事を構成する各要素（主食、主菜、副菜等）の1つを指すものとします。

#### ポイント(II) 場合によっては完全弁当対応も

次の①～③のいずれかに当てはまる場合は、安全に学校給食等を提供することは困難と考えられ、完全弁当対応とします。

- ① 多品目の食物除去が必要
- ② 次のア～ウのように、ごく微量のアレルギーであっても症状が誘発される可能性がある
  - ア 調味料・だし・添加物の除去が必要
  - イ 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合も除去が必要
  - ウ 食器・調理器具・揚げ油の共用ができない  
〔アレルギーの残存の可能性のないもの（新しい揚げ油など）を使用する必要がある〕
- ③ その他、上記に類似した状況にあり、学校給食で対応が困難と考えられる

**「多段階対応」とは**

「多段階対応」とは、献立ごとに、そのアレルゲンの含まれ具合（量や加工・加熱の有無など）によって、食べる / 食べない を選択するという対応です。

◎ 乳アレルギーを例とした比較（乳が含まれる献立への対応）

【多段階対応】 ○/×が人・献立によって様々。△も存在。					【二者択一】 一律に○の人・一律に×の人のみ。				
<p>Aさん 飲用牛乳 × チーズ ○ ヨーグルト × クリームシチュー ○</p>	<p>Aさん 飲用牛乳 × チーズ × ヨーグルト × クリームシチュー ×</p>								
<p>Bさん 飲用牛乳 × チーズ × ヨーグルト ○ クリームシチュー △</p>	<p>Bさん 飲用牛乳 ○ チーズ ○ ヨーグルト ○ クリームシチュー ○</p>								

**こんなのも「多段階対応」**

（学校給食の場合）

例①：卵アレルギー。卵が混ぜ込まれた献立は食べないが、八宝菜に入っているうすらの卵は1個だけ食べ、残りは除去する。

⇒ 調理や配膳の途中で割れた卵のかけらが混ざり込んでいる可能性があり、確実な除去は不可能です。

例②：乳アレルギー。主治医の指導の下、牛乳を飲む練習をしている。現在は20ccまで飲んでよいとされている。

⇒ 主治医の指導等があったとしても、学校園においては、量を限って食べる（飲む）取扱いはできません。

**⚠「多段階対応」は、なぜ危険か**

(1) 学校給食では、大量に調理し児童生徒が盛り付けるといった特性上、配膳される食材量を正確にコントロールすることは不可能です。

このため、見込み以上の量のアレルゲンがお子さんの口に入る可能性が否定できません。

(2) 体調が悪く、普段より少ないアレルゲンで症状が出る日もありますが、ご家庭と異なり、細かな体調変化を見極めた上で食事の量の調整などを行うのは困難です。

(3) 学校にとっては、1つのアレルゲンに対して多種多様な対応方法が存在するため、業務が複雑となり、事故のリスクが大きくなります。対策としては、業務の単純化が有効です。

**献立作成における配慮**

「二者択一」のもと、学校給食において食物アレルギーのために食べることができない献立がなるべく少なくなるよう、食材選定の工夫をします。

（卵を原材料としたマヨネーズやドレッシングは使用しないなど）

**「学校生活管理指導表」の提出**

ポイント(I)・(II)に関する判断は、必ず、主治医に作成いただく「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の記載によって、次のように行います。

ポイント	記載箇所〔注〕	主治医の記載内容	判断
(I)	A, B, C, D	「1.管理不要」に○印あり	食べる（食物アレルギー対応は不要）
		「2.管理必要」に○印あり	食べない（食物アレルギー対応が必要）
(II)	E	いずれかに○印あり	完全弁当対応とする
	F	(II)に該当する旨の記述あり	

〔注〕 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の表面の「アナフィラキシー／食物アレルギー」の項の「学校生活上の留意点」のA～F

小学校 作業工程表 (タイムスケジュール) 平成 年 月 日 ( ) 作成者名

作業者名

正

手...手洗い

専...専用エプロン

使...使い捨て手袋

中...中心温度測定

裁...裁断・調理工程・配食・[食物アレルギー対応]

調...調理作業

全...全員ミーティング・体操

下...下処理

11:00 →

12:00 →

11:00 →

10:00 →

9:00 →

8:15 →

8:15 →

9:00 →

10:00 →

11:00 →

12:00 →

11:00 →

12:00 →

11:00 →

12:00 →

立	献	作業者名	下処理	調理作業 (裁断・調理工程・配食・[食物アレルギー対応])
			8:15 → 9:00 →	11:00 → 12:00 →
			9:00 →	11:00 → 12:00 →
			10:00 →	11:00 → 12:00 →
			11:00 →	12:00 →
			12:00 →	

全員ミーティング・体操

【留意事項】 1 下処理における衛生管理 2 調理工程における衛生管理 3 食物アレルギー対応におけるダブルチェック

参考 6

文部科学省から厚生労働省あて照会文

25ス学健第17号 平成25年11月13日
厚生労働省医政局医事課長 殿
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長 大路 正浩
医師法第17条の解釈について（照会）
標記の件について、下記のとおり照会しますので、御回答くださるようお願い申し上げます。
記
学校現場等で児童生徒がアナフィラキシーショックに陥り生命が危険な状態である場合に、救命の現場に居合わせた教職員が自己注射薬（「エピペン（登録商標）」）を自ら注射ができない本人に代わって注射する場合は想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、公益財団法人日本学校保健会発行、文部科学省監修の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成20年3月31日）において示している内容に即して教職員が注射を行うものであれば、医師法違反とはならないと解してよろしいか。

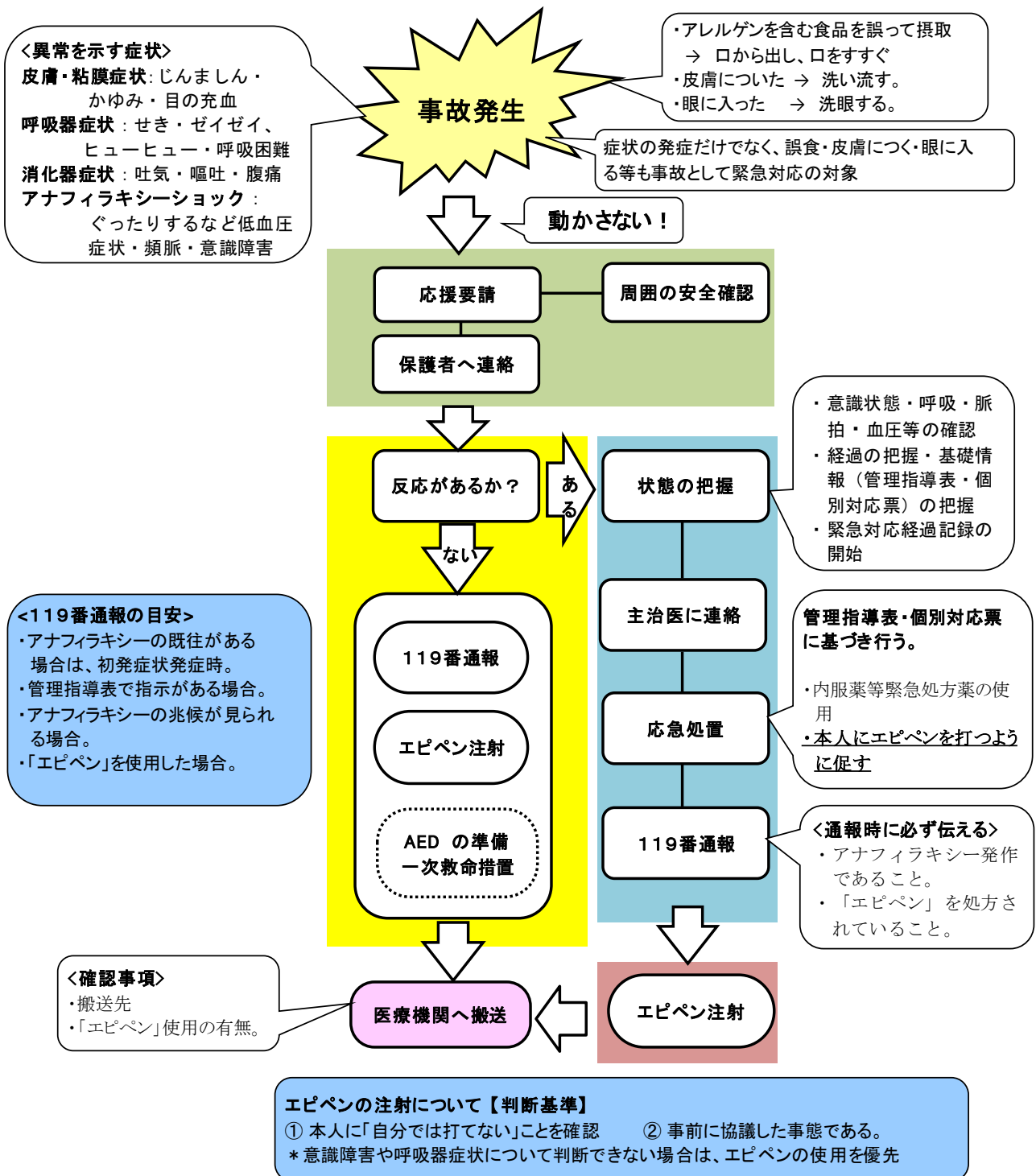
厚生労働省から文部科学省あて回答文

医政医発1127第1号 平成25年11月27日
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長 殿
厚生労働省医政局医事課長
医師法第17条の解釈について（回答）
平成25年11月13日付25ス学健第17号をもって照会のあった件について、下記のとおり回答いたします。
記
貴見のとおり。

文部科学省ホームページから引用

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/attach/1345983.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/attach/1345983.htm)

食物アレルギーに関する緊急時の対応モデル





年 月

保護者様

姫路市立

幼稚園

本園の昼食提供について

本園の昼食提供は、以下のようになっています。

(6～10月は、食中毒予防のために調理パンと給食弁当の提供を中止しますので、提供日に変更があります)

原則として

○曜日・○曜日・・・パンと牛乳 (ゼリーなど副食がつく場合があります)

納入業者名   パン   —   ○○○パン  
                  牛乳   —   ○○○乳業

※ アレルギー対応として、代替食の提供が可能な場合があります。

○曜日・・・・・・・・給食弁当

納入業者名   ○○○食品

※ アレルギー対応として、食品の除去が可能な場合があります。(微量混入あり)

○詳しくは、園にご相談ください。

○アレルギー対応ができない場合は、家庭より弁当をご持参ください。

<本文書作成上の注意>

※印の、アレルギー対応は各園で納入業者と相談の上、対応方法を記入する。

各学校園長 様

姫 路 市 教 育 長

年度アドレナリン自己注射薬『エピペン』の処方を受けている  
幼児児童生徒の対応について（依頼）

このことについて、かねてより、アドレナリン自己注射薬『エピペン』の処方を受けている幼児児童生徒が在籍している学校園においては、保護者の同意を得た上で、事前に地域の消防機関に当該幼児児童生徒の情報を提供するなど、日頃から地域の関係機関と連携を図るとともに、当該幼児児童生徒がアナフィラキシーショックとなり、救急搬送を依頼（119番通報）する場合、アドレナリン自己注射薬『エピペン』を処方されていることを消防機関に伝えるなど、適切に適切するようお願いしております。

また、該当学校園より、「アドレナリン自己注射薬『エピペン』の処方を受けている幼児児童生徒名簿」を提出していただき、教育委員会として、消防局消防・救急課へ情報提供し対応依頼をしておりますので、該当学校園については、個人情報の保護等に十分配慮の上別紙調査票を提出願います。

なお、進学、進級等で変更が生じておりますので、年度報告済みの学校園についても、あらためて年度名簿として調査票を提出願います。  
年度途中で新たに該当者が判明した場合も、別紙調査票で連絡願います。

記

- 1 提出書類 年度「アドレナリン自己注射薬『エピペン』の処方を受けている幼児児童生徒名簿」（別紙様式1）
- 2 提出期限 年 月 日（ ）
- 3 提出先 健康教育課長あて（担当： ） TEL 221-2770
- 4 その他 該当学校園のみ提出願います。  
既に、昨年度報告済の学校園についても、あらためて年度名簿として提出願います。  
提出に当たっては、個人情報の保護等に十分配慮願います。

平成27年3月27日姫路市一斉配布において配布しております「エピペン<sup>®</sup>練習用トレーナー」及び「学校におけるアレルギー疾患対応資料（DVD）」を活用し、適切な対応をお願いします。

**取 扱 注 意**

（別紙様式1）

報告日 年 月 日

健康教育課長あて  
（担当： 経由）

学校園 番 号	
------------	--

学校名 姫路市立 学校園

学校園長名 印

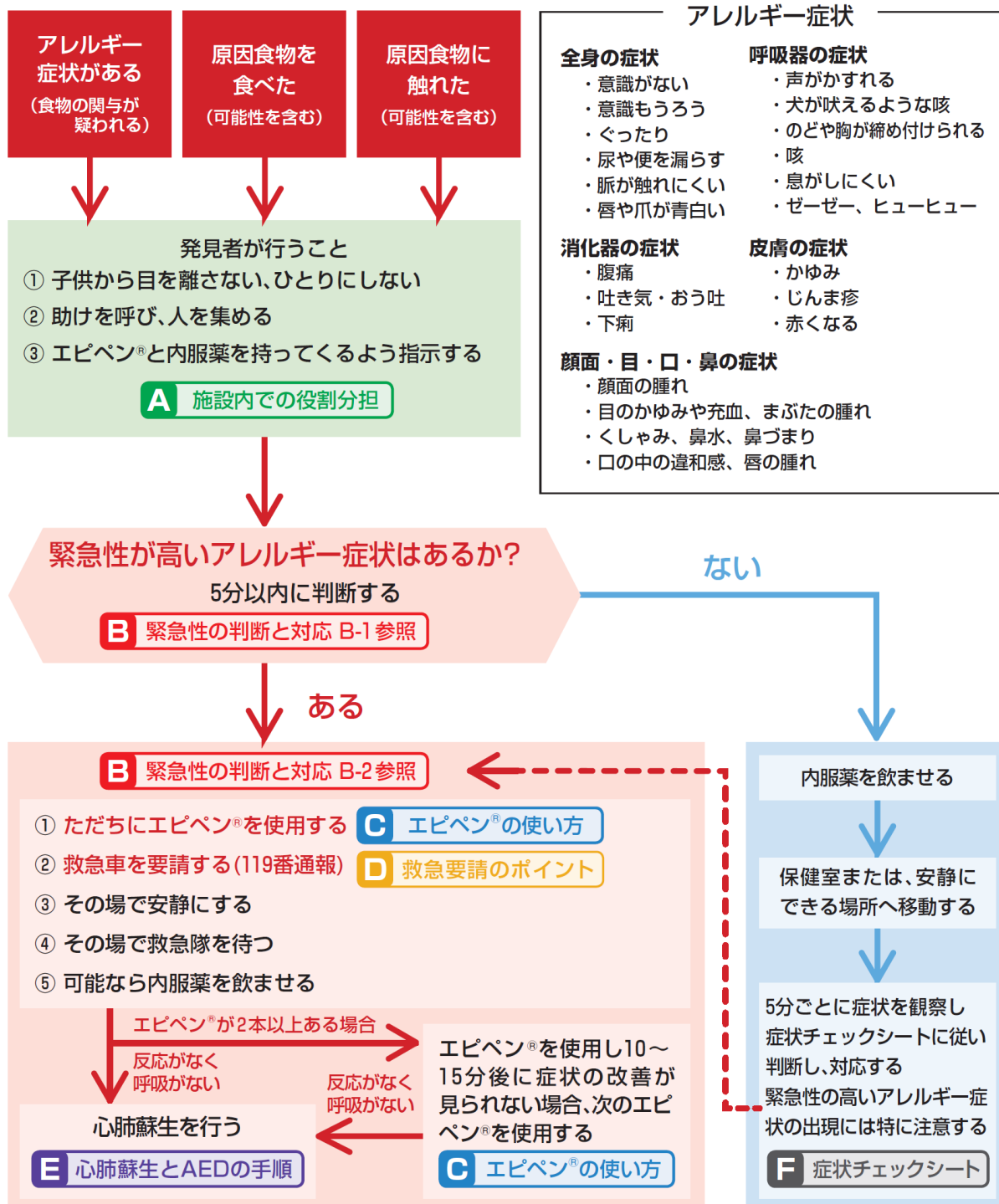
年度

アドレナリン自己注射薬『エピペン』の処方を受けている幼児児童生徒名簿

学 年	氏 名

# 食物アレルギー緊急時対応マニュアル

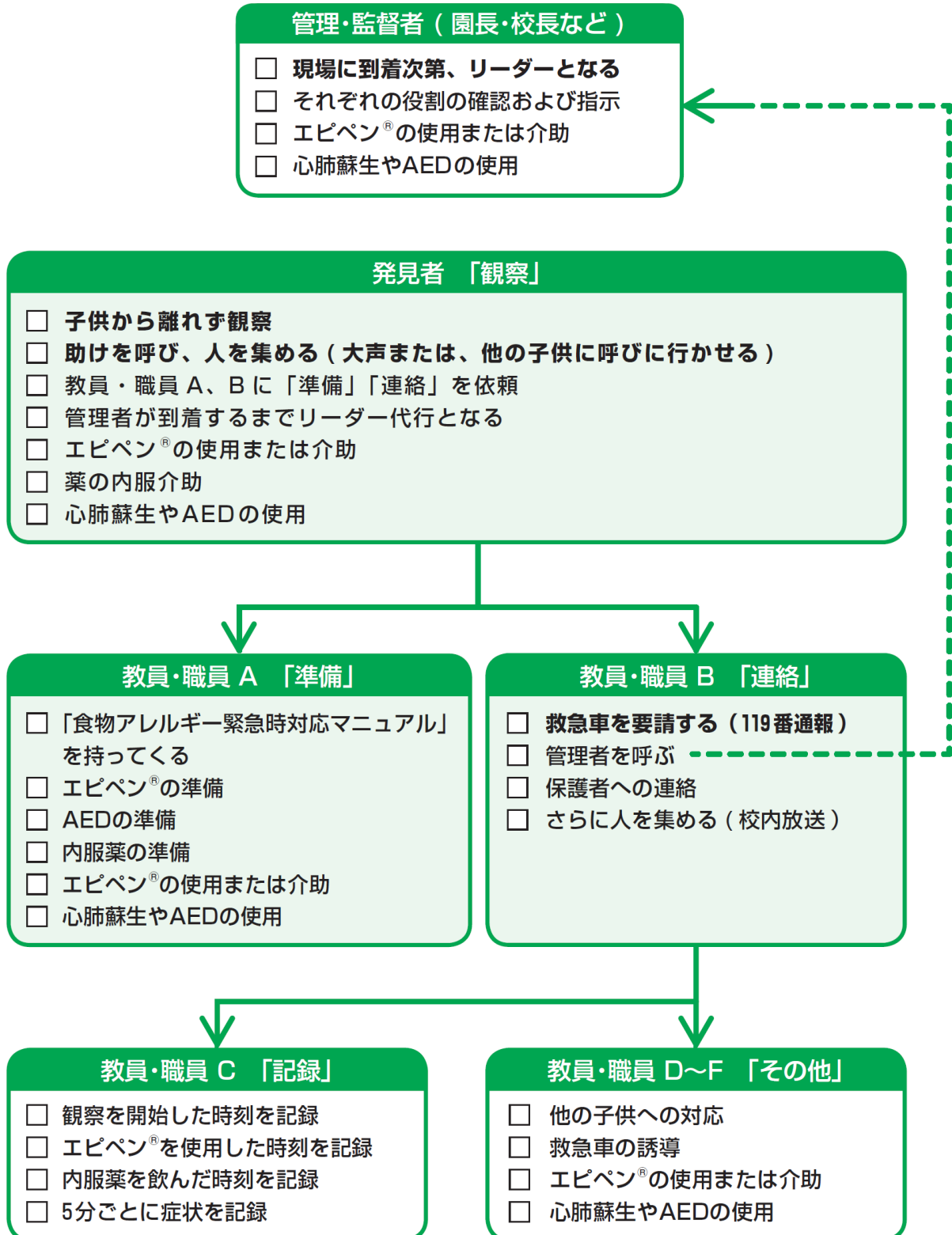
## アレルギー症状への対応の手順



# A

## 施設内での役割分担

◆各々の役割分担を確認し事前にシミュレーションを行う



# B

## 緊急性の判断と対応

◆アレルギー症状があったら5分以内に判断する！

◆迷ったらエピペン®を打つ！ ただちに119番通報をする！

### B-1 緊急性が高いアレルギー症状

#### 【全身の症状】

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくいまたは不規則
- 唇や爪が青白い

#### 【呼吸器の症状】

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸  
(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

#### 【消化器の症状】

- 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

1つでもあてはまる場合

ない場合

### B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

① ただちにエピペン®を使用する！

➔ **C** エピペン®の使い方

② 救急車を要請する(119番通報)

➔ **D** 救急要請のポイント

③ その場で安静にする(下記の体位を参照)

立たせたり、歩かせたりしない！

④ その場で救急隊を待つ

⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

◆ エピペン®を使用し10~15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン®を使用する(2本以上ある場合)

◆ 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う ➔ **E** 心肺蘇生とAEDの手順

内服薬を飲ませる

保健室または、安静にできる場所へ移動する

5分ごとに症状を観察し症状チェックシートに従い判断し、対応する緊急性の高いアレルギー症状の出現には特に注意する

**F** 症状チェックシート

### 安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため仰向けで足を15~30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし後ろに寄りかからせる

# C

## エピペン<sup>®</sup>の使い方

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

### ① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け  
エピペン<sup>®</sup>を取り出す

### ② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを  
下に向け、利き手で持つ

**“グー”で握る!**

### ③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

### ④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン<sup>®</sup>の先端  
(オレンジ色の部分)を軽くあて、  
“カチッ”と音がするまで強く押し  
あてそのまま5つ数える

**注射した後すぐに抜かない!  
押しつけたまま5つ数える!**

### ⑤ 確認する



使用前 使用後

エピペン<sup>®</sup>を太ももから離しオレ  
ンジ色のニードルカバーが伸び  
ているか確認する

**伸びていない場合は「④に戻る」**

### ⑥ マッサージする



打った部位を10秒間、  
マッサージする

### 介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝を  
しっかり抑え、動かないように固定する

### 注射する部位

- 衣類の上から、打つことができる
- 太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん中 (A) よりやや外側に注射する

#### 仰向けの場合



#### 座位の場合



# D

## 救急要請（119番通報）のポイント

◆あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える



119番、  
火事ですか？  
救急ですか？

救急です。



①救急であることを伝える



住所はどこですか？

○区(市町村)○町  
○丁目○番○号  
○○保育園  
(幼稚園、学校名)です。



②救急車に来てほしい住所を伝える

住所、施設名をあらかじめ記載しておく



どうしましたか？

5歳の園児が  
給食を食べたあと、  
呼吸が苦しいと  
言っています。



③「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」をわかる範囲で伝える

エピペン<sup>®</sup>の処方やエピペン<sup>®</sup>の使用の有無を伝える



あなたの名前と  
連絡先を教えてください

私の名前は  
○×□美です。  
電話番号は…



④通報している人の氏名と連絡先を伝える

119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える

※向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくることもある

- ・通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
- ・その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞く

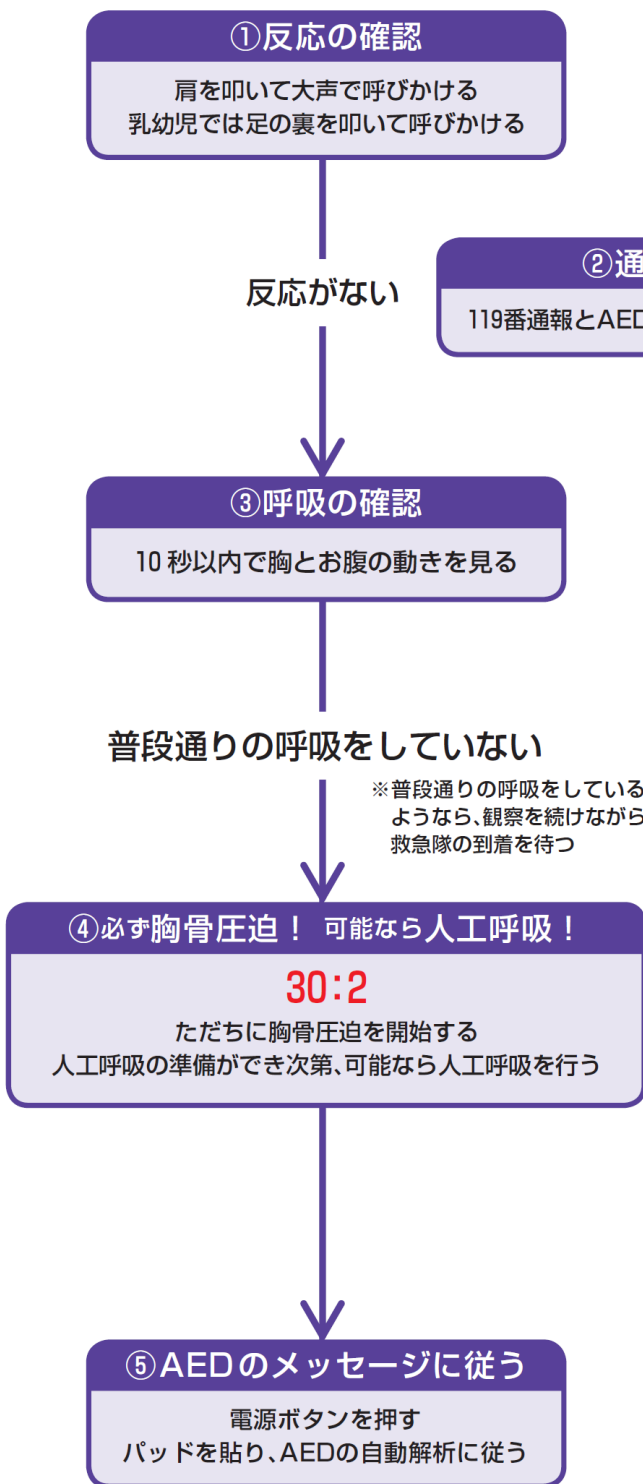




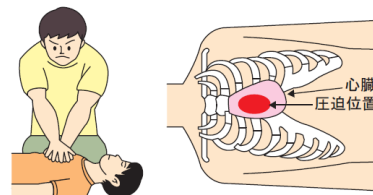
# 心肺蘇生とAEDの手順

◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！

◆救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける



### 【胸骨圧迫のポイント】



- ◎強く（胸の厚さの約1/3）
- ◎速く（100～120回/分）
- ◎絶え間なく（中断を最小限にする）
- ◎圧迫する位置は「胸の真ん中」

### 【人工呼吸のポイント】



- 息を吹きこむ際
- ◎約1秒かけて
- ◎胸の上がりが見える程度

### 【AED装着のポイント】



- ◎電極パッドを貼り付ける時も、できるだけ胸骨圧迫を継続する
- ◎電極パッドを貼る位置が汗などで濡れていたらタオル等でふき取る
- ◎6歳くらいまでは小児用電極パッドを貼る。なければ成人用電極パッドで代用する

### 【心電図解析のポイント】



- ◎心電図解析中は、子供に触れないように周囲に声をかける

### 【ショックのポイント】



- ◎誰も子供に触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押す

# F

## 症状チェックシート

◆症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する

◆    の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン<sup>®</sup>を使用する

(内服薬を飲んだ後にエピペン<sup>®</sup>を使用しても問題ない)

観察を開始した時刻( 時 分) 内服した時刻( 時 分) エピペン<sup>®</sup>を使用した時刻( 時 分)

全身の  
症状

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくいまたは不規則
- 唇や爪が青白い

呼吸器  
の症状

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸

- 数回の軽い咳

消化器  
の症状

- 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

- 中等度のお腹の痛み
- 1～2回のおう吐
- 1～2回の下痢

- 軽いお腹の痛み(がまんできる)
- 吐き気

目・口・  
鼻・顔面  
の症状

- 顔全体の腫れ
- まぶたの腫れ

- 目のかゆみ、充血
- 口の中の違和感、唇の腫れ
- くしゃみ、鼻水、鼻づまり

皮膚の  
症状

- 強いかゆみ
- 全身に広がるじんま疹
- 全身が真っ赤

- 軽度のかゆみ
- 数個のじんま疹
- 部分的な赤み

上記の症状が  
1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

- ①ただちにエピペン<sup>®</sup>を使用する
- ②救急車を要請する(119番通報)
- ③その場で安静を保つ  
(立たせたり、歩かせたりしない)
- ④その場で救急隊を待つ
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる

**B** 緊急性の判断と対応 B-2参照

ただちに救急車で  
医療機関へ搬送

- ①内服薬を飲ませ、エピペン<sup>®</sup>を準備する
- ②速やかに医療機関を受診する  
(救急車の要請も考慮)
- ③医療機関に到着するまで、5分ごとに症状の変化を観察し、    の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン<sup>®</sup>を使用する

速やかに  
医療機関を受診

- ①内服薬を飲ませる
- ②少なくとも1時間は5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診する

安静にし、  
注意深く経過観察

# 緊急時に備えるために

本マニュアルの利用にあたっては、下記の点にご留意ください。

- ☆ 保育所・幼稚園・学校では、食物アレルギー対応委員会を設置してください。
- ☆ 教員・職員の研修計画を策定してください。東京都等が実施する研修を受講し、各種ガイドライン※を参考として校内・施設内での研修を実施してください。
- ☆ 緊急対応が必要になる可能性がある人を把握し、生活管理指導表や取組方針を確認するとともに、保護者や主治医からの情報等を職員全員で共有してください。
- ☆ 緊急時に適切に対応できるように、本マニュアルを活用して教員・職員の役割分担や運用方法を決めておいてください。
- ☆ 緊急時にエピペン®、内服薬が確実に使用できるように、管理方法を決めてください。
- ☆ 「症状チェックシート」は複数枚用意して、症状を観察する時の記録用紙として使用してください。
- ☆ エピペン® や内服薬を処方されていない（持参していない）人への対応が必要な場合も、基本的には「アレルギー症状への対応の手順」に従って判断してください。その場合、「エピペン® 使用」や「内服薬を飲ませる」の項は飛ばして、次の項に進んで判断してください。

※ 各種ガイドライン

- ・「食物アレルギー対応ガイドブック」（平成 22 年 東京都福祉保健局発行）
- ・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成 23 年 厚生労働省発行）
- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成 20 年 財団法人日本学校保健会発行）

この食物アレルギー緊急時対応マニュアルは

([http://www.tokyo-eiken.go.jp/kj\\_kankyo/allergy/to\\_public/](http://www.tokyo-eiken.go.jp/kj_kankyo/allergy/to_public/)) よりダウンロードできます。



平成25年7月初版 登録番号(28) 49  
 平成29年3月改定  
 【監 修】 東京都アレルギー疾患対策検討委員会  
 【編集・協力】 東京都立小児総合医療センター アレルギー科  
 東京消防庁・東京都教育委員会  
 【発 行】 東京都健康安全研究センター 企画調整部健康危機管理情報課  
 電話 03(3363)3487



## 参考文献

- |                                   |                |
|-----------------------------------|----------------|
| 学校給食における食物アレルギー対応指針               | 文部科学省          |
| 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン          | 財団法人日本学校保健会    |
| 食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル小・中学校編 | 財団法人日本学校保健会    |
| 食物アレルギーの発症・重症化予防に関する研究            | 厚生労働科学研究班      |
| 食物アレルギーの栄養指導の手引 2008              | 厚生労働科学研究班      |
| アレルギー物質を含む加工食品の表示ハンドブック           | 消費者庁           |
| ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギーの基礎知識        | 独立行政法人環境再生保全機構 |
| 学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル              | 兵庫県教育委員会       |
| 食物アレルギー緊急時対応マニュアル                 | 東京都            |
| 学校給食における食物アレルギー対応の手引              | 愛知県教育委員会       |
| 学校給食における食物アレルギー対応の手引き             | 札幌市教育委員会       |
| 食物アレルギー対応の手引改訂版                   | 仙台市教育委員会       |
| 学校給食における食物アレルギー対応の手引き             | 横浜市教育委員会       |
| 学校給食における食物アレルギー対応マニュアル            | 宇都宮市教育委員会      |
| 学校給食における食物アレルギー対応マニュアル            | 栃木市教育委員会       |
| 川西市学校給食食物アレルギー対応マニュアル             | 川西市教育委員会       |
| 学校給食における食物アレルギー対応マニュアル            | 相生市教育委員会       |

### 姫路市食物アレルギー対応マニュアル

平成23年3月	第1版	発行
平成25年3月	第1版改訂版	発行
平成29年3月	第1版第2次改訂版	発行
平成29年6月	第1版第2次改訂版第1回補訂版	発行

姫路市教育委員会 学校教育部 健康教育課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話 079-221-2774 Fax 079-221-2749